

教室

栄養や料理について学ぶ
はつらつクッキングサロン

問 保健センター ☎77-1891

いつまでも若々しく元気でいることを目指して、栄養について勉強したり、お料理したりするシニア向けの教室です。

■対象者 70歳以上の男女

■開催日 7月3日(水)

■時間 午前9時45分～午後1時15分

■会場 福祉センター「やすらぎの里」

■内容 栄養講座、かんたんクッキング

■参加費 2000円(食材費)

■定員 15人

■申込み 6月24日(月)までに保健センターにお申し込みください。

■その他 送迎を希望される方はご相談ください。



歯と口の健康習慣 8020運動 いつまでも 続くけんこう 歯の力

6月4～10日は、歯と口の健康習慣です。

歯および口腔の健康を保つことは、生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうためだけでなく、バランスの取れた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防など、全身の健康に影響する重要なことです。

毎日のブラッシングを見直していつまでも自分の歯でおいしく食事をしましょう。

①ブラッシング(歯みがき)

- ・ハブラシで歯の表面に付いた食べカスやバイオフィルムを落とす
- ・歯と歯肉の境目にも毛先をあててやさしく小刻みに動かしましょう

②フロッシング(歯間清掃)

- ・ハブラシが届かない歯と歯の間はフロスなどの歯間清掃具で落とす
- ・狭い隙間にはデンタルフロス、広い隙間には歯間ブラシを使います(隙間に適したサイズ選びがポイントです)

③マウスウォッシング(薬用マウスウォッシュで口をすすぐ)

- ・マウスウォッシュで口をすすぎ、歯の周辺だけでなく口全体を殺菌します

動物の正しい飼い方推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 周囲に迷惑をかけず、その動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。
- 感染症予防のため、動物との過剰なふれあいは控え、触った後は手を洗いましょう。
- 動物には迷子札やマイクロチップをつけましょう。特に、犬は首輪などに登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。
- 犬の放し飼いは禁止されています。
- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- 糞尿や鳴き声などによる被害防止や交通事故などの危険から守るため、猫は屋内で飼いましょう。
- 飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合は、保健所への届け出が必要です。
- 災害時は動物と同行避難できるよう準備をしましょう。

- 不妊去勢措置をしましょう。
- どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を虐待したり捨てたりすると最大100万円の罰金が科せられ、殺傷すると最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的で開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣しさまざまな講演を行っています。

■問合せ

山武健康福祉センター(保健所)

☎0475-54-0611

千葉県動物愛護センター

☎0476-93-5711

(公財)千葉県動物保護管理協会

☎043-214-7814



交通事故や傷害事件にあつたら 速やかに必ず届け出を！

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも届け出を行うことにより、国保加入者は保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。

届け出を行い、保険証を使って治療を受けると国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

※無免許運転・スピード違反・飲酒運転などの重大な違反を犯した場合を除く。

■事故にあつたら・・・
 ・すぐに警察に連絡する
 ・ケガがあつたら人身事故扱いで交通事故証明を取り付ける
 ・事故状況の記録をとる

・相手側の住所、氏名、電話番号、交通事故の場合は自賠責保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号などを確認する

■届け出が必要です！

「第三者行為による傷病届」の提出が必要ですので、町民税務課国保年金係へ速やかに連絡し、必ず届け出をしてください。
 ※届け出を行う前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなりますので、示談を結ぶ前に必ずご相談ください。

ビニールハウスへの被害に備えましょう

産業振興課 農政係 ☎77-3917

例年、台風や豪雨、強風などにより町内のハウスが被害を受けています。

予測のつかない災害ですが、もしもの時に皆さまのビニールハウスを守るために、以下のような備えをしましょう。

■災害に備えた対応

- ・ビニールハウスの補強
- ・共済への加入

■災害により被害を受けた場合の対応

- ・被害状況の写真撮影
- ・役場などの関係機関への報告

芝山町の魅力発信「ココシルしばやま」

総務課 情報広聴係 ☎77-3921

観光アプリケーション「ココシルしばやま」にログインすることで、町の観光スポットやグルメなどの情報をスマートフォンやタブレットで簡単に見ることができます。

芝山町の新たな魅力発見としてぜひ一度ご覧ください。

■名称 ココシルしばやま

■URL <https://home.shibayama.kokosil.net/ja/>

■ココシルとは

利用者が今いる場所にちじた街・観光地・商業施設、各種イベントなどのさまざまな情報を提供し、「まち」を盛り上げるために開発された地域情報提供アプリケーションのこと

■QRコード



◆ココシル.しばやま

賃借料水準のお知らせ

農業委員会事務局 ☎77-3920

前年度分の農地の賃借料（実績）が決定しましたので、お知らせします。

賃借料決定の際の参考としてご活用ください。

令和元年度 賃借料の情報提供

（単位：10a/円）

地目	金額の種別	二川	千代田
田	平均額	12,300	11,700
	最高額	16,000	20,200
	最低額	5,000	7,000
畑	平均額	12,300	9,400
	最高額	20,000	17,500
	最低額	7,500	6,000